

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月18日(2016.2.18)

【公開番号】特開2014-213164(P2014-213164A)

【公開日】平成26年11月17日(2014.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-063

【出願番号】特願2013-95716(P2013-95716)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 6 E

A 6 3 F 5/04 5 1 6 F

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月25日(2015.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

開始操作に基づき複数列の図柄の変動を開始させるとともに、停止操作に基づき該停止操作に対応する列の図柄の変動を停止させて行う遊技を図柄表示手段にて実行可能な遊技機において、

前記開始操作に基づき入賞を許容する当選役を決定する当選役決定手段と、

前記停止操作を受け付ける停止操作受付手段と、

前記当選役決定手段が決定した当選役、及び前記停止操作受付手段が受け付けた停止操作に基づき前記図柄表示手段を制御して表示結果を導出させる導出制御手段と、

非特定遊技状態と比較して遊技者にとって有利な特定遊技状態の生起を許容するか否かの特定判定を実行する特定判定手段と、

前記特定判定の判定結果が肯定であることを条件として前記特定遊技状態を生起させる制御を可能な状態制御手段と、

前記当選役決定手段が決定した当選役に応じて当選役情報を生成する情報生成手段と、

前記情報生成手段が生成した当選役情報を記憶手段に記憶させる記憶制御手段と、を備え、

前記特定判定には、第1特定判定と第2特定判定とを含み、

前記第1特定判定は、前記記憶手段に記憶されている当選役情報に基づき行われ、

前記第2特定判定は、今回の遊技の開始に際して決定された当選役に基づき行われるようになっており、

前記特定判定手段は、前記今回の遊技の実行に伴って、前記第1特定判定及び前記第2特定判定を実行可能に構成されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

前記特定判定で肯定判定される確率を通常確率状態と比較して高確率に変動させる特別

確率状態を生起させるか否かの確率変動判定を実行可能な確率変動判定手段と、

前記確率変動判定の判定結果が肯定であることを条件として前記特別確率状態を生起させる制御を可能な確率制御手段と、

前記特別確率状態の終了条件が成立した後にも前記特別確率状態を継続して生起させるか否かの継続判定を行う継続判定手段と、をさらに備え、

前記特定判定手段は、前記特別確率状態の生起中であることを条件として、前記今回の遊技の実行に伴って前記第1特定判定及び前記第2特定判定を実行可能に構成されており

、
前記確率制御手段は、前記継続判定の判定結果が肯定であることを条件として前記終了条件の成立後にも前記特別確率状態を継続して生起させる制御を可能である請求項1に記載の遊技機。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記確率変動判定手段は、前記記憶手段に前記当選投票情報のうち特定当選投票情報が記憶されており、且つ特別遊技の開始に際して特定当選投票が決定されたことを条件に前記確率変動判定にて肯定判定を可能に構成されている請求項2または3に記載の遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、開始操作に基づき複数列の図柄の変動を開始させるとともに、停止操作に基づき該停止操作に対応する列の図柄の変動を停止させて行う遊技を図柄表示手段にて実行可能な遊技機に関するものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決する遊技機は、開始操作に基づき複数列の図柄の変動を開始させるとともに、停止操作に基づき該停止操作に対応する列の図柄の変動を停止させて行う遊技を図柄表示手段にて実行可能な遊技機において、前記開始操作に基づき入賞を許容する当選投票を決定する当選投票決定手段と、前記停止操作を受け付ける停止操作受付手段と、前記当選投票決定手段が決定した当選投票、及び前記停止操作受付手段が受け付けた停止操作に基づき前記図柄表示手段を制御して表示結果を導出させる導出制御手段と、非特定遊技状態と比較して遊技者にとって有利な特定遊技状態の生起を許容するか否かの特定判定を実行する特定判定手段と、前記特定判定の判定結果が肯定であることを条件として前記特定遊技状態を生起させる制御を可能な状態制御手段と、前記当選投票決定手段が決定した当選投票に応じて当選投票情報を生成する情報生成手段と、前記情報生成手段が生成した当選投票情報を記憶手段に記憶させる記憶制御手段と、を備え、前記特定判定には、第1特定判定と第2特定判定とを含み、前記第1特定判定は、前記記憶手段に記憶されている当選投票情報に基づき行われ、前記第2特定判定は、今回の遊技の開始に際して決定された当選投票に基づき行われるようになっており、前記特定判定手段は、前記今回の遊技の実行に伴って、前記第1特定判定及び前記第2特定判定を実行可能に構成されていることを要旨とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記遊技機について、前記特定判定で肯定判定される確率を通常確率状態と比較して高確率に変動させる特別確率状態を生起させるか否かの確率変動判定を実行可能な確率変動判定手段と、前記確率変動判定の判定結果が肯定であることを条件として前記特別確率状態を生起させる制御を可能な確率制御手段と、前記特別確率状態の終了条件が成立した後にも前記特別確率状態を継続して生起させるか否かの継続判定を行う継続判定手段と、をさらに備え、前記特定判定手段は、前記特別確率状態の生起中であることを条件として、前記今回の遊技の実行に伴って前記第1特定判定及び前記第2特定判定を実行可能に構成されており、前記確率制御手段は、前記継続判定の判定結果が肯定であることを条件として前記終了条件の成立後にも前記特別確率状態を継続して生起させる制御を可能であることが好ましい。